南丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 59 号）の規定に基づき、平成 20 年度における南丹市の人事行政の運営等の状況について公表する。

平成 22 年 5 月 14 日

南丹市長　佐々木　稔納

1　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　職員の総数

一般職の職員の定数と現在の職員数　（各年４月１日現在）

職員定数	平成２０年の職員数	平成２１年の職員数
４７２人	４５２人	４３６人

（注）　職員数は、市長、副市長、参与及び教育長を除いた数です。

⑵　部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年４月１日現在）

区分／部門		職員数（人）		対前年増減数	主な増減理由
		平成２０年度	平成２１年度		
一般行政部門	議会	4	5	1	事務局業務の増
	総務	９７	９３	△４	定数外派遣者の増
	税務	２２	２２	0	
	民生	１０８	１０６	△２	保育士の減
	衛生	２５	２４	△１	
	農林水産	３２	３０	△２	
	商工	9	8	△１	
	土木	４４	４３	△１	
	小計	３４１	３３１	△１０	
特別行政部門	教育	７２	６４	△８	技能労務職退職不補充による減
	小計	７２	６４	△８	
公営企業等部門	上水道	7	7	0	
	簡水・下水	１４	１４	0	
	その他	１８	２０	2	国保・介護保険事業関係の増
	小計	３９	４１	2	
合計		４５２	４３６	△１６	

（注）　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

⑶　**年齢別職員数の状況**　　（平成２１年４月１日現在）

区　　分	職　　員　　数			構成比（%）
		男	女	
２０歳未満	０人	０人	０人	０．０
２０歳～２３歳	４人	２人	２人	０．９
２４歳～２７歳	７人	１人	６人	１．６
２８歳～３１歳	３９人	２５人	１４人	９．０
３２歳～３５歳	７２人	３５人	３７人	１６．５
３６歳～３９歳	６８人	３６人	３２人	１５．６
４０歳～４３歳	３８人	２３人	１５人	８．７
４４歳～４７歳	６０人	３２人	２８人	１３．８
４８歳～５１歳	５９人	３６人	２３人	１３．５
５２歳～５５歳	５９人	３８人	２１人	１３．５
５６歳～５９歳	３０人	１８人	１２人	６．９
６０歳以上	０人	０人	０人	０．０
合　　計	４３６人	２４６人	１９０人	１００．０

⑷　**採用者の数**　（年度別　職種別採用者の状況）

平成２０年４月１日採用		０人
平成２１年４月１日採用	一般事務職	３人

⑸　**退職者の数**　（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日　事由別退職者の数）

区　　分	定　年	勧　奨	自己都合	その他
一般事務職	１人	７人	０人	１人
栄養士職	０人	１人	０人	０人
保育士職	０人	１人	１人	０人
幼稚園教諭職	０人	１人	０人	０人
技能労務職	４人	０人	０人	０人

⑹　**再任用の状況**　（平成２０年度）

区　　分	常時勤務	短時間勤務
一般事務職	０人	０人

⑺　身体障害者の任用状況

法定雇用率	平成２０年４月１日現在	平成２１年４月１日現在
２．１０％	３．２９％	２．４４％

⑻　採用試験の実施状況（２０年度）

区分	受験者	第１次試験合格者	第２次試験合格者	最終合格者	倍率
一般事務	５５人 （１８人）	２０人 （７人）	５人 （３人）	５人 （３人）	１１

（注）　（　）については、女性の人数

⑼ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

１．定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成 19 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月に 465 人であった職員総数を、平成 23 年度末までに「8.2%」にあたる「38 人」削減する。

２．　各年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
465 人	459 人	454 人	447 人	435 人	427 人

２　職員の給与の状況

⑴　人件費の状況　（平成２０年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （平成21年3月31日現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B／A）
34,672 人	21,710,583 千円	384,326 千円	3,185,820 千円	14.7%

（注）１　人件費には、特別職（常勤及び非常勤）・議員に支給される給料、報酬などを含みます。
２　普通会計とは、地方財政分析上統一的に用いられる会計区分で、一般会計、市営バス運行事業特別会計等の合計です。

⑵　職員給与費の状況　（平成２１年度普通会計当初予算）

職員数（A）	給　与　費				１人当たりの給与費（B／A）
	給　料	職員手当	期末勤勉手当	計（B）	
402 人	1,451,259 千円	205,936 千円	585,364 千円	2,242,559 千円	5,579 千円

（注）１　職員数には、市長、副市長、参与、教育長を含みません。
　　２　職員手当には、退職手当を含みません。

⑶　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況　（平成２１年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43 歳 1 ヶ月	307,574 円	351,835 円
技能労務職	53 歳 7 ヶ月	296,305 円	309,150 円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成 21 年 4 月 1 日現在における基本給の平均です。
　　２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

⑷　一般行政職職員の初任給の状況　（平成２１年４月１日現在）

区　分	南丹市		国	
	初任給	２年目経過日	初任給	２年目経過日
大学卒	172,200 円	184,200 円	南丹市と同じ	
高校卒	140,100 円	148,500 円		

⑸　級別職員の状況　（平成２１年４月１日現在）

区　分	標準的な職務	職員数	構成比
１　級	主事補、主事、一般技能職	１０人	2.3%
２　級	主事、一般技能職	９８人	22.5%
３　級	主査、主任、係長	２１５人	49.3%
４　級	課長補佐	５６人	12.8%
５　級	課長	４６人	10.6%
６　級	次長	０人	0.0%
７　級	部長、支所長	１１人	2.5%
計		４３６人	100.0%

（注）１　南丹市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑹ 職員手当の状況

（平成２１年４月１日現在）

区　分		南丹市		国	
期末勤勉手当	項目	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	６月期	１．４００月分	０．７５月分	南丹市と同じ	
	１２月期	１．６００月分	０．７５月分		
	計	３．０００月分	１．５００月分		
	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり				

	区　　分	自己都合	勧奨退職・定年退職
退職手当	勤続 20 年	２３．５００月分	３０．５５０月分
	勤続 25 年	３３．５００月分	４１．３４０月分
	勤続 35 年	４７．５００月分	５９．２８０月分
	最高限度額	５９．２８０月分	５９．２８０月分
	・定年前早期退職特例措置あり（２％～３０％加算）		

（注）　退職手当については、京都府市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。

区分	南丹市	国
扶養手当	・配偶者　13,000 円 ・配偶者がいない場合　　1 人のみ　11,000 円 ・その他　　1 人につき 6,500 円 ・満 16 歳～満 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算	南丹市と同じ
住居手当	・借家の場合 月額 12,000 円を超える家賃支払い者に対し、 家賃月額により、月額 27,000 円を限度に支給 ・持ち家者の場合 新築・購入後 5 年間に限り　月額 2,500 円	南丹市と同じ

通勤手当	・交通機関利用者は、55,000 円を限度に全額を支給 ・交通用具利用者は、通勤距離に応じ支給 2 ㎞以上 5 ㎞未満　月額 2,000 円 5 ㎞以上 10 ㎞未満　月額 4,100 円 10 ㎞以上 15 ㎞未満　月額 6,500 円 15 ㎞以上 20 ㎞未満　月額 8,900 円 20 ㎞以上 25 ㎞未満　月額 11,300 円 25 ㎞以上 30 ㎞未満　月額 13,700 円 30 ㎞以上 35 ㎞未満　月額 16,100 円 35 ㎞以上 40 ㎞未満　月額 18,500 円 40 ㎞以上 45 ㎞未満　月額 20,900 円 45 ㎞以上 50 ㎞未満　月額 21,800 円 50 ㎞以上 55 ㎞未満　月額 22,700 円 55 ㎞以上 60 ㎞未満　月額 23,600 円 60 ㎞以上　月額 24,500 円	南丹市と同じ

区分	南丹市	国
管理職手当	・７級の者（部長級）　給料月額の　９．６％（１６．０％） ・６級の者（次長級）　給料月額の　８．４％（１４．０％） ・５級の者（課長級）　給料月額の　６．６％（１１．０％） ・５級の者（主幹級）　給料月額の　６．０％（１０．０％）	定額制

（注）　平成 20 年 4 月 1 日より管理職手当の 40%を自主的にカットしています。（ ）内は、本来の支給率です。

	区　分	全職種
特殊勤務手当 （21 年度一般会計予算）	特殊勤務手当予算額	２６８千円
	職員全体に占める手当支給対象職員の割合	２．５０％
	給料総額に対する比率	０．０１％
	手当の種類（手当数）	２種類
	手当の名称	伝染病防疫等作業手当 汚物処理作業手当

時間外勤務手当 （20 年度普通会計決算）	支給総額	５２，０７４千円
	職員１人当たり支給年額	２３２千円

（注）　平均支給月額は、平成 19 年度決算額を平成 19 年 4 月の支給職員数で除したものです。

⑺ 特別職等の報酬等の状況

（平成２１年４月１日現在）

区　　分	報酬等月額	期末手当支給割合
市　　長	792,000 円（880,000 円）	6 月期　1.60 月分 12 月期　1.75 月分 計　3.35 月分 （15%加算措置あり）
副　市　長	676,800 円（720,000 円）	
教　育　長	601,600 円（640,000 円）	
参　　与	554,600 円（590,000 円）	
議　　長	423,000 円（470,000 円）	
副　議　長	373,500 円（415,000 円）	
常任委員長	351,000 円（390,000 円）	
議会運営委員長	351,000 円（390,000 円）	
議　　員	342,000 円（380,000 円）	

（注）　行財政改革の一環として、平成２０年４月からは市長１０％、副市長など６％の自主カットを行っています。また、議員報酬についても、自ら１０％の報酬カットを行っています。
（　　）内は、条例で定める額です。

	区　分	算定方式	支給時期
退職手当	市　　長	792,000 円×任期 1 年につき 530/100	任期毎に支給
	副　市　長	676,800 円×任期 1 年につき 315/100	任期毎に支給
	教　育　長	601,600 円×任期 1 年につき 270/100	任期毎に支給
	参　　与	554,600 円×在職年数	退職時に支給

（注）　退職手当については、京都府市町村退職手当組合に加入しており、同組合の規定による支給率です。

⑻ ラスパイレス指数の状況

（平成２０年４月１日現在）

国	南丹市	京都府	京都市	その他	
１００．０	８８．１	１００．３	１０１．６	府内市平均（京都市除く）	９６．３
				府内市町村平均（京都市除く）	９４．９
				全国市平均	９８．３

（注）　ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給与額を 100.0 として算定した時の地方公務員の平均給与額の指数です。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要　（平成２１年４月１日現在）

職員の勤務時間は、原則として、８時３０分から１７時１５分までの１日７時間４５分、週３８時間４５分です。

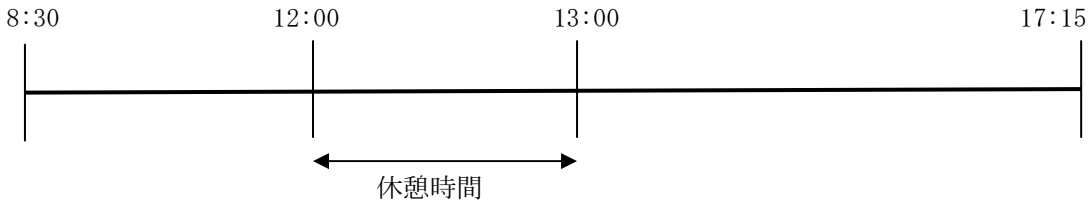

⑵　職員の年次有給休暇の取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年度に２０日の有給休暇が与えられます。

平成２０年の平均取得日数（暦年）	８．３日
平成２０年の平均消化率（暦年）	２０．９％

⑶　特別休暇の概要

年次有給休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

主な休暇	付　与　日　数
選挙権、公民権の行使のための休暇	必要と認められる期間
証人、参考人として出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供（ドナー）のための休暇	必要と認められる期間
結婚休暇	連続する５日以内の期間
産前休暇	８週間以内（多胎妊娠の場合は１４週以内）
産後休暇	８週間まで
育児時間休暇	１日につき２回それぞれ３０分間以内
配偶者出産休暇	２日以内の期間
男性職員育児参加休暇	１年度に５日以内の期間
生理休暇	１回に２日以内の期間
妊娠障害休暇	１月以内
子の看護休暇	１年度に５日以内の期間
忌引休暇	親族の区分により１日から７日までの期間
父母の追悼休暇	慣習上必要と認められる期間
夏季休暇	７月から９月の間に３日以内の期間
災害等により滅失した住居復旧作業の休暇	７日以内
災害等による出勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間

災害等による退勤が困難な場合の休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	１年度につき５日以内の期間

⑷　職員の育児休業制度の概要と取得状況（平成２０年度）

職員が育児をするための休業制度があり、最長３年間取得することができます。育児休業は１日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

取得区分	男　性	女　性	計
育児休業	０人 （１５人）	６人 （６人）	６人 （２１人）
部分休業	０人	０人	０人

（注）　（　）内は、育児休業対象（取得可能）者数です。

⑸　介護休暇制度の概要と取得状況（平成２０年度）

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する６月取得することができます。介護休暇は、１日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

取得区分	男　性	女　性	計
介護休暇	０人	０人	０人

４　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

①　分限処分者　合計　４人　（平成２０年度）

処分事由	降　任	免　職	休　職	降　給	計
勤務実績が良くない場合	０人	０人	０人	０人	０人
心身の故障の場合	０人	０人	４人	０人	４人
職に必要な適格性を欠く場合	０人	０人	０人	０人	０人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	０人	０人	０人	０人	０人
刑事事件に関し起訴された場合	０人	０人	０人	０人	０人
計	０人	０人	４人	０人	４人

②　懲戒処分者　合計　０人　（平成２０年度）

処分事由	免　職	停　職	減　給	戒　告	訓告等	計
一般服務違反関係	０人	０人	０人	０人	０人	０人
公金公用物等取扱関係	０人	０人	０人	０人	０人	０人
公務外非行関係	０人	０人	０人	０人	０人	０人
交通事故・交通法規違反関係	０人	０人	０人	０人	０人	０人

監督責任関係	０人	０人	０人	０人	０人	０人
計	０人	０人	０人	０人	０人	０人

（注）　地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

５　職員の服務の状況

⑴　服務に関する基本原則の概要

基本原則	概　　要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

⑵　営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況　（平成２０年度）

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数	備　考
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体役員その他の地位を兼ねるもの	０件	
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	０件	
上記に掲げるものを除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	３１件	統計調査業務等従事

６　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

⑴　研修方針・体系の概要と実施状況

南丹市職員研修の体系と実施状況　（平成２０年度）

①　職場研修

職場研修とは、職場において日常の職務を通して行われる研修で、部下の能力開発のために職場の上司や先輩がそれぞれの仕事の内容に応じて計画的かつ継続的に部下や後輩を指導し教育するものです。

②　職場外研修

職場外研修とは、職場から離れて直接の上司以外の者によって行われる研修で、研修目標を共通にした多数の職員を対象に実施される研修で、大きく「一般研修」と「派遣研修」に分類されます。

区　　分		受講者数	主な内容等
一般研修	特別研修	４１８人	「バイオマス利活用と地球温暖化対策」に関する全職員研修
	管理・監督者研修	１４７人	「人材育成」に関する係長以上職員研修
	管理・監督者研修	２０１人	行政評価に係る研修
	管理職研修	５０人	「意識改革」に係る管理職研修
	特別研修	３２４人	「新型インフルエンザ」に関する全職員研修
派遣研修	階層別研修	８人	５年目、新任係長、課長等
	目的別研修	６６人	税担当、政策形成、コーチング等
	自治大学校派遣研修	１人	
	京都府実務研修生	２人	京都府南丹土地改良事務所、自治振興課
	京都府との相互人事交流	１人	京都府医療保険課

⑵　職員の勤務成績の評定制度の概要　（平成２０年度）

平成２０年度末現在では、評価制度は検討中であり制度化していません。

7　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　健康診断の状況　（平成２０年度）

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	１０６人
定期健康診断	３２６人

（注）　本市職員の年金・健康保険制度は、京都府市町村職員共済組合に加入し行っています。

⑵　京都府市町村職員厚生会の共済給付事業　（平成１９年度決算）

給付事業の種類	給付の内容		延べ受給者数
健康回復助成金	会員や家族が、病気やケガをして保険診療を受けたとき、医療機関の窓口で支払った自己負担金のうち、職員1,700円、被扶養者1,200円を上限に給付		７，４３８件（レセプト数）
人間ドック利用助成金	外来ドック（日帰り）	3,000円	９４人
	短期ドック（1泊2日）	5,000円	

在宅療養見舞金	会員が、病気やケガのため継続して30日（入院の場合は15日）以上勤務につくことができなかったとき 30日以上　30,000円 入院の場合（15～29日までの期間）　20,000円 30日を超えた期間は1ヶ月ごとに　10,000円	６人
入院療養見舞金	会員や家族が、病気やケガのため継続して入院治療したとき 会員6日間　7,000円 会員7～90日まで1日につき　1,000円 会員以後1ヶ月ごとに　15,000円 被扶養者10日間　6,000円 被扶養者11～90日まで1日につき　500円	１１人
要介護者等支援助成金	会員とその家族の内で病気により看護・介護を受ける必要が生じた場合 区分により　1,500円／日～5,000円／日	１人
子育支援金	会員とその配偶者が出産したとき 出産時　30,000円　満１歳　10,000円 満２歳　10,000円　満３歳　10,000円	６８人
災害見舞金	会員が、災害により住宅又は家財に損害を被ったとき 焼滅失の区分により　300,000円～70,000円	０人
死亡弔慰金	職員の死亡　500,000円 配偶者の死亡　300,000円 会員の子の死亡　50,000円 実父母の死亡　30,000円 同居の２親等以内の親族の死亡　30,000円	１３人
遺児奨学支援金	死亡した会員に義務教育を終了していない子があるとき 小・中学校在学中の子１人につき　200,000円 未就学の子１人につき　150,000円	３人
傷害見舞金	厚生会主催の行事や厚生会に予め登録している団体が主催する行事開催中に事故があった場合 種別により　500円／日～賠償総額500万円限度	２人

（注）　本市職員の福利厚生事業は、財団法人京都府市町村職員厚生会に加入し行っています。

⑶　公務災害補償の状況　（平成２０年度）

区　　分	傷　　病	死　　亡
通　勤　災　害	０人	０人
公 務 上 の 災 害	３人	０人

⑷　勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

平成２０年度　措置要求件数	０件

⑸　不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

平成２０年度　不服申立件数	０件